

飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響により中小企業等の収益性が伸びない中、生産性の向上及び経営基盤の強化を図り、もって企業の持続的な発展に寄与することを目的として、業務効率化への取り組みや省エネ機器への設備投資への取り組みを支援するため、飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象となる者は、税務申告をしている者で、次の要件の全てを満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

- (1) 町内に事業所等を有する事業者であって、今後も町内において事業を継続する意思がある者。
- (2) 町税その他義務的納金を滞納していない者
- (3) 申請事業者の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年飯島町条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当しない者

(交付対象経費)

第3条 交付金の対象経費は、生産性が向上し、収益力の向上や省力・省人化に寄与すると判断される取り組みに必要な経費であって、交付事業終了後においてもその効果が持続できる、次に掲げるものとする。

- (1) ITツール導入等業務効率化に必要な経費
- (2) 省エネルギー機器等の購入や更新等に必要な経費
- (3) その他、町長が認めるもの

2 前項に定める交付対象経費の総額が15万円に満たない事業については、交付の対象外とする。

3 前項の対象経費は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に事業が完了する経費とする。

(交付対象外経費)

第4条 交付金の対象外経費は次に掲げるものとする。

- (1) 国、県その他の機関から同一の交付金等の交付を受けている経費
- (2) ITツール等導入後のランニングコストや管理費
- (3) 省エネルギー基準を満たさない機器等若しくは中古機器の購入及び更新に係る経費
- (4) 一過性のイベント等に係る経費
- (5) 消費税相当額
- (6) その他、町長が不適切と認めるもの

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、別表に規定する算出方法によるものとする。

(交付の条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、交付金交付の条件とする。

- (1) 事業計画に基づき、事業の完遂能力を有すること。
- (2) 交付事業に要する経費又は内容を変更しようとするときは、速やかに町長に報告してその承認を受けること。
- (3) 交付事業を中止若しくは廃止しようとするとき又は交付事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに町長に報告してその承認を受けること。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長へ申請するものとする。

- (1) 事業計画書、事業予算書、見積書の写し
- (2) 第3条第2号の場合、省エネルギー基準達成率が100%以上となる製品の証明
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付金の支給の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付金を交付すると決定したときは、飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

3 交付金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(変更申請)

第9条 第6条第2号又は第3号の規定による町長の承認を受けようとするときは、飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定により変更申請があった場合、町長は前条に準じて決定の内容を変更し、飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 実績報告は、飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して20日以内に、町長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書、事業決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(交付金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合には、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは交付すべき交付金の額を確定し、飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

(交付金の請求)

第12条 町長は、前条の規定による交付金の交付額確定後、飯島町中小企業等に対する生産性向上支援事業交付金交付請求書(様式第7号)による交付金対象者の請求に基づき、交付金を交付する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

算出方法

交付対象経費	算出方法	上限額
【区分A】 要綱第3条に掲げるもののうち、事業完了後に償却資産として計上しないもの。	交付対象経費の3分の2以内で算出した交付金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。	20万円
【区分B】 要綱第3条に掲げるもののうち、事業完了後に償却資産として計上するもの。	交付対象経費の5分の3以内で算出した交付金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。	30万円

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第12条関係)

【様式第1号～様式第7号 別紙】